9.2　二千二十三年については、一通当たり〇・九五〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・一三六ＳＤＲ

9.3　二千二十四年については、一通当たり一・〇四五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・三五〇ＳＤＲ

9.4　二千二十五年については、一通当たり一・一五〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・五八五ＳＤＲ

10　目標制度に参加している国の間の小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。

10.1　二千二十二年については、一通当たり〇・二七二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・一二一ＳＤＲ

10.2　二千二十三年については、一通当たり〇・二九二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・二八〇ＳＤＲ

10.3　二千二十四年については、一通当たり〇・三一四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・四五一ＳＤＲ

10.4　二千二十五年については、一通当たり〇・三三〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・五七四ＳＤＲ

11　目標制度に参加している国の間の巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。

11.1　二千二十二年については、一通当たり〇・六七七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・五二三ＳＤＲ

11.2　二千二十三年については、一通当たり〇・七一一ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・五九九ＳＤＲ

11.3　二千二十四年については、一通当たり〇・七四七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・六七九ＳＤＲ

11.4　二千二十五年については、一通当たり〇・七八四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七六三ＳＤＲ

12　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国の間並びにこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

12.1　二千二十二年については、一通当たり〇・三四二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・六七二ＳＤＲ

12.2　二千二十三年については、一通当たり〇・三七二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・九〇五ＳＤＲ

12.3　二千二十四年については、一通当たり〇・四〇四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・一五八ＳＤＲ

12.4　二千二十五年については、一通当たり〇・四四〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・四三四ＳＤＲ

13　二千十六年以降に目標制度に参加した国の間及びこのような国と二千十年より前に又は同年若しくは二千十二年の時点において目標制度に参加した国との間の小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

13.1　二千二十二年については、一通当たり〇・三一三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・四四三ＳＤＲ

13.2　二千二十三年については、一通当たり〇・三五一ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・七三八ＳＤＲ

13.3　二千二十四年については、一通当たり〇・三九三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・〇六八ＳＤＲ

13.4　二千二十五年については、一通当たり〇・四四〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・四三四ＳＤＲ

14　二千十年、二千十二年又は二千十六年の時点において目標制度に参加した国の間及びこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の年間総重量が五十トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数（小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）については重量〇・一四キログラムにつき三・九七通、巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）については重量〇・八六キログラムにつき五・四五通）に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。

15　前条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）に適用する到着料率は、この条に定める巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）の料率に代えて用いる。したがって、7、9及び11の規定は、適用しない。

16　二千十年より前に目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、場合に応じて5から11まで又は前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

17　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国並びに二千十六年以降に目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、場合に応じて5及び10から13まで又は前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

18　この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十一条　移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事業体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1　移行制度に参加している国の指定された事業体が目標制度に参加する準備のため、通常郵便物（大量郵便物を含み、Ｍ郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、郵便物一通当たりの料率及び郵便物の重量一キログラムごとの料率を基礎として設定される。

2　第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）に適用する到着料率を除くほか、前条1から3まで、5及び6の規定は、小型郵便物（Ｐ）、大型郵便物（Ｇ）、巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）に適用する一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の計算について適用する。

3　移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の流れについていずれの年において適用される料率も、小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）については重量三十七・六グラムの通常郵便物に関し、前年と比較して十五・五パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであってはならず、また、巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）については重量三百七十五グラムの通常郵便物に関し、前年と比較して十三パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであってはならない。